

受験上の注意事項 －学生募集要項から抜粋－

(1) 所持品の取扱い

- 受験票のほかに試験時間中、机の上に置けるものは、次のとおりです。
 - ・ 黒鉛筆
 - ・ シャープペンシル
 - ・ 消しゴム
 - ・ 鉛筆削り(電動式・大型のもの・ナイフ類は不可)
 - ・ 時計(辞書、電卓、端末等の機能があるものや、それらの機能の有無が判別しづらいもの・秒針音のするもの・キッチンタイマー・大型のものは不可)
 - ・ 眼鏡、ハンカチ、目薬、ティッシュペーパー(袋等から中身だけ取り出したもの)

- 試験時間中に、次のものは使用してはいけません。
 - ・ 定規及びコンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙等の補助具
 - ・ 携帯電話及びスマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書、ICレコーダー等の電子機器類
 - ・ 耳せん(監督者の指示等が聞き取れないことがありますので使用できません)

なお、上記の補助具や電子機器類をかばん等にしまわず、身に着けていたり手に持っている不正行為となることがあります。また、試験時間中に使用してはいけない電子機器類は、試験室に入る前に必ずアラームの設定を解除し電源を切っておいてください。

(2) 不正行為について

- 受験時は、試験監督者の指示に従ってください。なお、以下に該当すると不正行為となり、全ての試験科目が無効となります。また、既に受験している当該年度の本学の入試も無効とし、当該入試以降の本学入試への受験は認められません。あわせて、既納の検定料は返還いたしません。
 - ・ 上記(1)の所持品の取扱いに基づき、使用が認められていない用具等を試験時間中に使用している。
 - ・ カンニング(参考書や他の受験者の解答用紙を見るなどの行為)を行う。
 - ・ 試験監督者の指示に従わない場合。

(3) 試験室への入室・退室等

- 試験室への入室時間等について
 - ・ 試験開始後30分を経過しての試験室への入室は認めません。

- 試験時間中の途中退室について
 - ・ 試験時間中の途中退室は認めません。ただし、試験時間中の発病又はトイレ等やむを得ない場合には、挙手の上、試験監督者の指示に従ってください。
 - ・ 受験中、病気などにより受験にたえられなくなった場合は、試験監督者に申し出てください。

- 試験当日の開室時間について
 - ・ 試験当日、試験室は9時00分開室です。

(4) 自家用車送迎

送迎による本学試験場への自動車の一時的な乗り入れは可能です。

(5) 障がい等を有する入学志願者の事前相談

- 障がい等がある場合または病気療養中の場合は、受験上及び修学上特別な配慮・検討を必要とすることがありますので、必ず出願する試験の出願開始日の1か月前までに入試課へご相談ください。ただし、受験者への配慮が可能な試験場は本学試験場に限りです。
なお、補聴器、松葉杖、車椅子等を使用している場合もご相談ください。
(注) 障がい等とは、学校教育法施行令第22条の3の規定に準拠した「視覚障がい」、「聴覚障がい」、「肢体不自由」、「病弱」、「その他」、及び「発達障がい者支援法施行令(平成17年政令第150号)」に準拠した「発達障がい」です。

(6) 振替試験について

- ・ 学校保健安全法で出席停止が定められている感染症(新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、麻疹、風疹等)に罹患し受験できない場合は、後日実施する入学試験への追試又は振替が可能です。該当者は、当該試験日の正午までに本学へ電話連絡を行ってください。今後の手続き等について説明します。なお、本学へ電話連絡がない場合は、対応できません。
※ 学校推薦型選抜:専門能力推薦入学試験B(部活動スポーツ推薦型)後期日程及び一般選抜:一般入試後期日程は対象外です。